

## 午後6時30分 開会

### ○子ども・教育政策課長

こんばんは。定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第1回中野区児童福祉審議会を開催させていただきます。

皆様には、大変ご多忙の中、審議会の委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。また本日、このような時間にもかかわらずご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、児童福祉審議会事務局を担当いたします中野区子ども教育部子ども・教育政策課長の渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日第1回の審議会ということで、委員長が選任されるまでの間は事務局が進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、3点連絡事項がございます。

まず1点目でございますけれども、当審議会の議事録作成のため録音をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

2点目になります。本日、熊上委員におかれましては、ご欠席との連絡をいただいております。

3点目になります。本日の会議になりますけれども、紙資料をお配りしておりますが、併せてモニターのほうを表示させていただいておりますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。

それでは、次第に従いまして中野区児童福祉審議会委員の委嘱式に移りたいと思います。

ただいまから、子ども教育部長が皆様の座席を回りまして、委嘱状を交付させていただきます。子ども教育部長が席まで参りましたら、お名前をお呼びいたしますので、お立ちいただき、お受け取りいただければと思います。交付につきましては名簿順に交付をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### ○子ども教育部長

よろしくお願いいたします。委嘱状。秋山千枝子様。中野区児童福祉審議会委員に委嘱いたします。任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日まで。令和6年4月1日、中野区長酒井直人。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○秋山委員

よろしくお願いいたします。

○子ども教育部長

片倉昭子様。以下同じでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○片倉委員

よろしく願いします。

○子ども教育部長

上鹿渡和宏様。以下同じでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○上鹿渡委員

よろしく願いします。

○子ども教育部長

川松亮様。以下同じでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○川松委員

よろしく願いします。

○子ども教育部長

木村あゆみ様。以下同じでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○木村委員

よろしく願いします。

○子ども教育部長

黒田邦夫様。同じでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○黒田委員

よろしく願いします。

○子ども教育部長

櫻井奈津子様。以下同じでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○櫻井委員

よろしく願いします。

○子ども教育部長

新開よしみ様。以下同じでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○新開委員

よろしく願いいたします。

○子ども教育部長

高田真規子様。以下同じでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○高田委員

よろしくお願いします。

○子ども教育部長

田畑智砂様。以下同じでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田畑委員

よろしくお願いします。

○子ども教育部長

野澤祥子様。以下同じでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○野澤委員

よろしくお願いします。

○子ども教育部長

山本雄一郎様。以下同じでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員

よろしくお願いいたします。

○子ども・教育政策課長

以上、本審議会の委員は、本日ご欠席の方を含めまして13名となりますので、どうぞよろしく  
お願いいたします。

それでは、ここで子ども教育部長からご挨拶いただきます。部長、よろしくお願いいたします  
ます。

○子ども教育部長

改めまして、皆さん、こんばんは。子ども教育部長の石崎でございます。

第2期中野区児童福祉審議会につきまして、皆様方に委員をお引き受けいただきまして、誠  
にありがとうございます。

中野区では、令和4年4月に中野区児童相談所を開設いたしました。子育て先進区を目指し  
てございまして、本当に中野区内に住むお子様、そして子育てをするご家庭に、より中野区が  
住みやすい、いい環境を整えていこうと思っております。そこにおきまして、皆様のお力  
をお借りいたしまして、子どもたち、そしてそのご家族を、ぜひいい環境の下、育ていけるよ  
うに協力いただきたいと思います。区も全力で頑張っておりますので、ぜひよろしく  
お願いいたします。

○子ども・教育政策課長

ありがとうございました。

それでは、第2部に移らせていただきたいと思います。

本日第1回の児童福祉審議会になりますので、委員の皆様から一言ずつ自己紹介をいただきたいと思います。

資料1の委員名簿の順番に、名前順となりますけれども、お願いしたいと思います。最初に秋山委員からお願いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

○秋山委員

三鷹市で小児科を開業しております、あきやま子どもクリニックの秋山といたします。よろしく願いいたします。

○片倉委員

社会福祉法人子どもの虐待防止センターの理事をしております片倉と申します。よろしく願いいたします。

○上鹿渡委員

早稲田大学人間科学部の上鹿渡と申します。社会的養育研究所というものを設置して、その所長もしております。どうぞよろしく願いいたします。

○川松委員

明星大学の川松と申します。もともとは東京都の児童福祉をしていた者です。どうぞよろしく願いいたします。

○木村委員

公認会計士の木村あゆみと申します。社会福祉法人の法定監査なども携わっております。中野区在住です。よろしく願いいたします。

○黒田委員

愛恵会乳児院の施設長をしております黒田といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○櫻井委員

現在は和光大学で非常勤をしておりますが、長く短期大学で保育士養成に携わっておりました。それ以前は里親支援の仕事をしておりました。櫻井と申します。よろしく願いいたします。

○新開委員

新開よしみと申します。東京家政学院大学で、保育士養成・幼稚園教諭・小学校教諭・特別支援学校教諭の養成をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高田委員

社会福祉法人子どもの虐待防止センターの理事の高田と申します。よろしくお願いいたします。

○田畑委員

弁護士の田畑と申します。私は、豊島区児相さんの非常勤と練馬区の子ども家庭支援センターさんの非常勤の弁護士も務めております。よろしくお願いいたします。

○野澤委員

野澤祥子と申します。東京大学教育学研究科附属の発達保育実践政策学センターということで乳幼児の発達と保育の研究をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員

弁護士の山本雄一郎と申します。私も世田谷区の非常勤の弁護士をしているのと、あとは子どもの代理人になって子どもの側の立場に立つ活動をしております。よろしくお願いいたします。

○子ども・教育政策課長

次に、区側の部課長、それから事務局職員の紹介をさせていただきます。参考資料に記載されております職員の順に紹介をさせていただきます。

初めに、子ども教育部長の石崎公一でございます。

○子ども教育部長

石崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○子ども・教育政策課長

次に、子ども家庭支援担当部長、森克久でございます。

○子ども家庭支援担当部長

森でございます。よろしくお願いいたします。

○子ども・教育政策課長

次に、児童相談所長、古川康司でございます。

○児童相談所長

古川でございます。よろしくお願いいたします。

○子ども・教育政策課長

次でございます。児童相談所副所長の神谷万美につきましては、本日体調不良のため欠席をさせていただきます。

○子ども・教育政策課長

次に、一時保護所長、関田勇介でございます。

○一時保護所長

関田でございます。よろしくお願いいたします。

○子ども・教育政策課長

次に、保育園・幼稚園課長の藤嶋正彦でございます。

○保育園・幼稚園課長

藤嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○子ども・教育政策課長

それから最後に、幼児施設整備担当課長の高津麻子でございます。

○幼児施設整備担当課長

高津と申します。よろしくお願いいたします。

○子ども・教育政策課長

そして事務局は、私、子ども・教育政策課長、渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

それから、児童福祉審議会の事務局職員の担当係長の栗原でございます。

○児童福祉支援担当係長

栗原です。よろしくお願いいたします。

○子ども・教育政策課長

それから、担当の北村でございます。

○児童福祉支援担当

北村でございます。よろしくお願いいたします。

○子ども・教育政策課長

以上の委員の皆様と区関係者で、令和6年度中野区児童福祉審議会を実施してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第の2となります。ここからは座って説明をさせていただきます。

事務局から全体の説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。2期目ということになりますので、既にご承知かと思いますが、改めて説明させていただきます。

まず、本審議会につきましては、児童福祉法に基づきまして、区長の附属機関として設置するものでございます。

組織につきましては、第3条において委員20人以内、任期につきましては2年といたしまして、再任を妨げないとしております。

第5条でございます。審議会委員の互選による委員長及び副委員長を1人置くとなっております。後ほど皆様に選出をお願いしたいと存じます。

第6条では、会議の招集ということで、委員長が招集、過半数の出席がなければ開くことができないと、このような規定となっております。それから、本審議会につきましては公開としてございます。ただし、審議会が、必要があると認めるときにつきましては公開しないことができるとなっております。

第8条でございますけれども、部会を規定してございます。後ほどまた詳細につきましては説明させていただきますけど、各部会におきまして委員の互選により部会長を1名置くということになっておりますので、部会長を選任させていただいております。また、審議会につきましては、部会の議決をもって行うことができるとなっております。

このような形で中野区児童福祉審議会を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

ここまでで、何かご質問等はございますか。

それでは、3番目に移ります。次第の3「委員長、副委員長の互選について」をお願いしたいと存じます。

どなたか立候補あるいは推薦等があれば挙手をお願いしたいと思います。立候補等がなければ、大変恐縮ではございますけれども、事務局から提案をさせていただければと存じます。

まず、委員長につきましては、他の児童福祉審議会の委員あるいは部会長をされております川松亮委員にお願いできればと思っております。また、副委員長につきましては、中野区子ども・子育て会議委員もお引き受けいただいております新開よしみ委員にお願いできればと思っております。

川松委員、新開委員、いかがでしょうか。もしよろしければ、賛成の方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

○子ども・教育政策課長

それでは、皆様の拍手をもちまして、川松委員が委員長、それから新開委員が副委員長に選

任とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行につきましては、川松委員長にお願いしたいと思います。

#### ○川松委員長

委員長へご推薦いただきまして光栄に存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は新区役所を楽しみにして来ましたが、本当にきれいな空気で、爽やかな気分になります。審議会の2期目の始まりにふさわしい雰囲気だなと思って座っているところです。

この間にもう2年たったのだなと改めて思いますけれども、日頃から都内の施設であるとか関係者の方と様々なお付き合いがありますけど、中野区児童相談所さんの評判はいいなという印象を持っております。元気でいらっしゃるなという感じがします。また、いろいろな新しいことを創意工夫しながら皆さんで取り組んでおられる雰囲気を感じております。とてもここまで良好な運営をされていると思うのですけれども、その陰では大変なご苦労があるのではないかなと推察します。

2年たったところで、これから次への継続とか新しい展開とかが求められてくると思いますので、また改めて一步を踏みしめるような積み上げができていくといいかなと思います。

児童相談所だけではなくて、中野区の子ども家庭福祉全体がさらに展開され、また発展されますように、少しでもお役に立てたらありがたいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、ここから進行を代わりまして、次は次第の4に移りたいと思います。「部会の設置について」です。事務局からご説明をお願いいたします。

#### ○子ども・教育政策課長

それでは、「部会の設置について」ご説明させていただきます。資料3「部会の設置について」をご覧くださいと思います。

まず、条例第8条におきまして、審議会につきましては、必要に応じて部会を置くことができると規定してございます。必要な部会の設置について、事務局案をお示しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3つの常設の部会を設置したいと考えてございます。

第2期と引き続きということになりますけれども、1つ目が「里親認定部会」になります。所掌事項につきましては、①から④のとおりでございます。

二つ目が「子どもの権利擁護部会」です。所掌事項につきましては、①から④のとおりでございます。

三つ目が「保育部会」となります。所掌事項につきましては、①から⑦のとおりとなります。

その他、児童虐待等における死亡事故など重症事例、あるいは保育所における死亡など重大事故が発生した場合は、臨時に部会を設置させていただきたいと考えてございます。

それから、部会員の案につきましては、資料4をご覧くださいませでしょうか。

資料4のとおりと考えてございます。なお、こちらの部会につきましては、各部会とも個人情報あるいは施設等に係る秘匿性の高いものとなりますので、会議は非公開とさせていただきたいと考えております。

部会の設置、それから部会員の案につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○川松委員長

ありがとうございました。それでは、部会につきましては、事務局からお示しいただいた3部会を設置するというので、皆さん、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

部会員については、委員長の指名ということになっていますけれども、事務局のほうで皆さんとご相談させていただいてお決めいただいているところだと思いますので、資料4の部会員さんのとおりご所属いただくということでよろしいでしょうか。では、よろしくお願いいたします。

先ほど説明ありましたように、部会で決定したものが委員会の議決ということになりますので、ご了解いただきたいと思います。

そのほか、各部会とも個人情報や施設に係る秘匿性が高い情報を取り扱いますので、会議及び議事録は非公開ということになりますけれども、ご了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

ここまでのところで何か特にご意見などございますか。よろしいでしょうか。

各部会で委員の互選で部会長1名ということになっていますので、部会長の選任が必要となります。事務局のほうからご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○子ども・教育政策課長

それでは、部会長の選出でございますけれども、第1期に引き続きまして、子どもの権利擁護部会につきましては川松委員にお願いしたいと考えてございます。それから里親認定部会につきましては上鹿渡委員、保育部会につきましては新開委員とさせていただきたいと思っております。

皆様、よろしいでしょうか。賛成の方は拍手でお願いしたいと思っております。

(拍手)

○子ども・教育政策課長

それでは川松委員、上鹿渡委員、新開委員、第2期もどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○川松委員長

ありがとうございました。

それでは次に5番、令和5年、昨年度の各部会についての報告に移ります。3部会からそれぞれ説明を部会長のほうからご報告をいただきます。

では最初に、里親認定部会ということで上鹿渡先生、お願いします。

○上鹿渡委員

里親認定部会からご報告申し上げます。

昨年度は開催回数が3回となっています。もともとはもっと回数が多かったのですが、ここにあるとおり審議件数がこの数ということで、候補に挙がってこない回もありまして、その回は流会となっております。一応流れる前に、その回ごとにほかの審議事項はないかということも委員の皆様を確認をしながら、特にないということでこの回数で終了している状況です。特に大きな問題等なく運営されていたかと思えます。ありがとうございました。

○川松委員長

ありがとうございました。

それでは続きまして、子どもの権利擁護部会のご報告をいたします。

今の紙の裏側になりますけれども、この権利擁護部会も月1回の予定ではございましたけれども、審議する事例がないということで流会がありまして、計5回の開催となっております。このうち1回諮問がございまして、28条を申し立てるかどうかという事例ですけれども、審議会としては、答申としては28条申立てが適当であるということで答申しております。そのほかの回は、中野区児相さんのほうでいろいろと工夫していただいたと思いますが、この1年間の児相の取組の報告であるとか、それから、あとの回は今、当面しておられる事例の中で苦慮しておられる事例について、資料をご用意いただくのはお手間だったと思えますけれども、ご報告という形で委員と意見交換して行われました。結構いろいろな意見を交わすことができ有益な場ではなかったかなと思っています。

今後こういった形でこの権利擁護部会を意見交換の場としてご活用いただけると、委員も状況を把握できますし、ありがたいかなと思います。

以上です。

では次、保育部会、新開部会長からお願いいたします。

○新開委員

資料でございますとおり、昨年度は開催2回行われました。1回目が計画承認2件、2回目が設置認可を3件というところでした。いずれも、まずは経営母体としてしっかりと安全で健全な経営が行われているかというところを木村先生のほうからしっかりとチェックしていただき、そのほか職員配置であるとか環境構成であるとか、周りの環境ですね、公園からの距離とか子どもの人数に対してとか保育内容の中身、いろいろ設置はいずれも適当としたのですけれども、ご意見はそれぞれしっかりと子どもに還元されるようにお金が使われていたり、認可して終わりではなくて中野区のほうでしっかりと保育の内容まで引き続きチェックしていただけたらありがたいなということで承認させていただきました。

以上です。

○川松委員長

ありがとうございました。

それでは、3部会の報告、簡単でしたけれども、いただきましたが、委員の皆様から何かご質問などございましたらお出しいただきたいと思いますが、いかがですか。特にありませんか。よろしいですか。

○上鹿渡委員

今、見ながら思っていたのですけれども、結構流れたのですが、今年度も一応計画としてはしっかり6回とか入れておいていただけますか。多分流れても、タイミングを逃すと審議するのはすごく大事だと思う。ないときはないでまた確認しながら流すということで、あるときにすぐに対応できるようにということで、全体件数が少ないと、自治体によっては年に1回とか2回にしてしまったりする場合があるのですが、そうすると増やすときに本当にそこが足かせになって増えていかないことがありますので、ぜひ回数はこのまま維持でやっていただけたらと思います。よろしくをお願いいたします。

○子ども・教育政策課長

分かりました。では事務局として年6回という形は計画していきたいと思えます。

○川松委員長

よろしくをお願いいたします。

では、続きまして議題の6番目になりますけれども、今後の区の施策についてのところから

ご説明いただくこととなります。

まず6番目の「子どもの権利擁護調査員の設置について」ご説明いただきたいと思います。続けて7番、8番とご説明いただきまして、その後で皆さんからご質問等ございましたらお出しいただきたいと思います。

では、まず「子どもの権利擁護調査員の設置について」ご説明お願いいたします。

○子ども・教育政策課長

それでは、子どもの権利擁護調査員の設置、仕組みについて、私のほうからパワーポイントに沿って説明をさせていただきます。

まず、「子どもの権利擁護の動向」ということでまとめさせていただきました。

まず、平成28年児童福祉法の改正によりまして、「子どもの意見の尊重」あるいは「子どもの最善の利益」がその総則に位置づけられたということがございました。

その翌年になりますけれども、平成29年に「新しい社会的養育ビジョン」が策定されまして、都道府県において社会的養育に関する計画の見直しを行うことが示されたというところになります。

令和2年には「アドボカシーに関するガイドライン案」が策定されまして、例えば都道府県が子どもの意見表明支援の仕組みを整備する際の参考となる指針が示されたというのが令和2年でもございました。

令和4年6月に児童福祉法等の一部が改正されました。施行は今年4月ということになりましたけれども、児童福祉審議会などを活用した子どもの権利擁護の環境整備を行う、こちらが都道府県の業務として位置づけられたところになってございます。また、児童相談所等では、措置等の決定時に子どもの意見聴取等を行うことも改めて明記されているというものが大きな法律等の流れになってございます。

このような流れを踏まえまして、中野区といたしましても、権利擁護の仕組みを構築していくというところで、今年度から調査員を採用し、その準備を進めているところでございます。

中野区の、私が所属しております子ども・教育政策課の業務になってまいりますけれども、まずは児童福祉審議会の事務局というものを行っております。それから意見表明等支援事業ということで、昨年度はまだ一部だけだったのですが、法律の中で位置づけられましたので、まず拡大いたしまして意見表明等支援事業、アドボケイト、こちらのほうの事業も委託によりまして行っているところになります。

子どもの中には、大人に意見を表明することへの抵抗感があったり、あるいは自分の思いを

意見として表明することが難しかったりするような場面もございますので、意見表明等支援事業を充実していきたいと考えております。

それから③、児童福祉審議会等で審議できる道筋を確保すること、子どもに対して自らの権利、権利擁護の仕組みについて周知啓発を図っていくこと、関係者・関係機関の権利擁護に関する理解醸成を図っていくことなども求められているところになってございます。区といたしましては、子どもの権利ノートの作成あるいは児童相談所での面接時など、子どもの権利について説明する機会を設けているというところになります。

それから④になりますけれども、施設職員などが子どもに対して心理的な虐待ですとか性的虐待、ネグレクトのようなことを行った際には、相談・通告を受けて、事務局として児童福祉審議会に調査をお願いするかどうか検討していく、このような流れとなっております。

それから、区では令和2年度に一時保護所に第三者評価を実施してございますけれども、3年ごとの実施予定となっている状況でございます。

次の「子どもの権利擁護調査員」、こちらのほうを今年度から採用し、これから活用していきますけれども、具体的な内容について少し説明させていただきます。

一つは、子どもから意見表明があった際に、子どもの権利擁護調査員が意見表明支援員、アドボケイトですとか各関係機関に対して、事実確認の照会ですとか調査を行っていく役割がございます。

それらの関係機関から併せて報告あるいは資料の提出も求めていくこととなります。

それから、権利擁護調査員が事実関係の確認・調査をした後、権利擁護調査員は意見表明の内容が権利擁護部会の調査審議事項に該当するかを確認していくことも行います。

必要に応じまして権利擁護部会のほうに報告等を行っていきまして、権利擁護調査員は児童福祉審議会に申請された事案以外でも、意見表明があった事案については確認・調査や連絡調整等を行うこともございます。

このような内容がこの調査員の役割となります。

その流れを図式したものが次のところになります。

登場人物といたしましては、まず子どもがいます。それから意見表明支援員ということでアドボケイトの方がいらっしゃいます。それからその子どもあるいはアドボケイトなどと連絡したり、調査をする「子どもの権利擁護調査員」というものが真ん中にあるところになります。こちらの権利擁護調査員が関係機関あるいは児童相談所等に連絡をしていく役割を持っているところになります。

順番といたしましては、一つの例ということになりますけれども、①のところになります。子どもから電話ですとかはがきで意見表明というものが事務局のほうに寄せられたときに、その意見を受け付けまして、調査員がまずアドボケイト、意見表明支援員に意見表明があったことを連絡いたします。意見表明支援員はそのことを受けまして、子どもから意見を聴いたり、あるいは相談に乗ったりするということになります。その後、子どもの権利擁護調査員が関係する関係機関のほうに調査・照会をしていくという流れになります。必要に応じて部会を開催いたしまして、部会の意見というものを受けまして、子どもあるいは児童相談所等にそのことを意見具申しまして、その対応というものを経まして、併せて子ども等にそのことを伝えていくという流れになります。

実際には、子どもの状況、アドボケイトとの関係性、あるいは権利擁護調査員との関係性がございまして、適切な方法を考えながら実施していくことになりますけれども、基本的なパターンということでこちらのほうに記載させていただいております。

子どもから意見の申立てが想定される場面としては3つあります。

1つ目は、施設入所などの措置あるいは一時保護の決定に先立って意見を申し立てるような場合が想定されます。

2つ目といたしましては、入所等の措置あるいは一時保護の決定そのものに対して後から意見を申し立てるということも想定されます。あるいは、里親家庭・施設・一時保護所等で実際に生活していく中で不満を感じ意見を申し立てる場合も想定されることになります。それらの段階に応じて調査員が調査をしていって、子どもが意見を申し立てることを支援していくことになります。必要に応じて子どもの主張を代弁する役割を果たしていくことも想定されることになります。

次のスライドになりますけれども、こちらのほうは大分県の事例になりますけれども、実際に権利擁護調査員を経由して児童福祉審議会で意見聴取を実施している事例になります。アドボケイトが意見を聴くために面談した際に、子どもから児童相談所や児童福祉審議会等への意見表明の希望が出ることがあります。その際、誰に何を伝えたいのか、意見を伝える場面にアドボケイトも同席してほしいのかなど、大分県では子どもに確認書を書いてもらう方法をとっているということです。どのような対応をしてもらいたいとか、それを確認書という形で書類をもらっていることになります。

こちらにつきましてはあくまでも一つの事例ということになりますので、中野区として確認書を必ず用いるというのは、ケース・バイ・ケースと考えてございます。

子どもの権利擁護調査員は、意見表明等支援員と各関係機関に対して事実関係等に関する照会・調査を行って、照会に対する報告資料提出を求め、必要に応じて権利擁護部会への報告を行っていく、先ほど説明した内容となります。

次の「意見表明のイメージの例」になります。

下から上がっていくような中身になりますけれども、これを見ながら話しますと、意見表明等支援員により子どもの意見表明の内容を報告し、権利擁護調査員による調査の結果を報告し、調査資料に基づく事案の検討をし、その後、関係者・関係機関からの直接意見聴取し、追加調査の要否を検討し、意見具申を決定していくと、このような大きな流れとなつてまいります。

こちらで大切になってくるのが、子どもへのフィードバックの部分となります。児童福祉審議会における意見具申を行った際には、児童福祉審議会による意見具申の内容は子ども本人にも伝えるということ、それから、児童福祉審議会では一定期間を設けて児童相談所・施設等から対応・経過の報告を求め、その結果をまた子どもに伝えるといったフォローアップも必要となりますので、状況に応じてまたその場面、場面に子どもに対してしっかりその内容も伝えていくということが大切なポイントとなります。

それから、調査審議の結果によっては、児童福祉審議会としての判断、その後の児童相談所等の対応結果についても子どもがなお不満を感じることもありますので、再度意見表明を子どもが望むことも想定されています。そのような場合であっても、関係機関では子どもが納得を得られる説明を尽くすべきであるとされており、子どもに寄り添いながら子どもの意見表明に迅速に対応していく内容になっているかと想定しているところになります。

最後のページになりますけれども、こちらは意見表明支援事業の各自治体の取組例となります。大分県では、社会福祉審議会の中の児童相談部会が、子どもの意見表明に対応できる仕組みを構築して、アドボケイトの養成等を大分大学へ委託するとともに、子どもの権利擁護調査員を雇用して配置しているというのが大分県の例になります。

山口県では、社会福祉審議会を活用する形でのアドボカシーの実践を構想しておりまして、意見表明等支援員に関する業務を山口県の社会福祉士会への委託をしているところになります。訪問型アドボカシーの本格実施に向けて、モデル的に1か所児童擁護施設を対象に実践しているところです。

岡山県につきましては、社会福祉審議会児童福祉専門分科会において承認を受けた弁護士が、一時保護所あるいは社会的擁護の下で暮らす子どもの意見を聴いて、その意見を支援あるいは養育環境の改善などに反映するなど、子どもの「意見を聴かれる権利」を保障する取組

を実施している。このような取組をしているところもあるということで、各自治体、必ずしも同じやり方ではないですけれども、それぞれ工夫しながら行っているところになります。

中野区でも、子どもの権利について全区的に考えて、実施していきたいと考えております。今後、意見表明が活発になるように、子ども・教育政策課として取り組んでまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○川松委員長

ありがとうございました。ご質問はまた後でまとめてお伺いいたします。

それでは、続けて「社会的養育推進計画について」、ご説明をお願いいたします。

○児童相談所長

児童相談所長の古川でございます。私のほうから資料7に基づきまして、社会的養育推進計画についてご説明させていただきます。

中野区の児童相談所は令和4年4月に開設いたしまして、児童相談所を開設している自治体に策定が求められております社会的養育推進計画につきまして、今般策定していくところでございます。

1「位置づけ等」でございますけれども、国の通知によりまして、令和7年度から5年間の期間とする計画の策定が求められておりますので、今年度中に中野区のほうでも社会的養育推進計画の策定を進めてまいりたいと考えてございます。

この社会的養育推進計画と申しますのは、家庭養育優先の原則をいかに実現していくかといったような計画になろうかと思っております。

2番で「計画で定める項目」に関してですけれども、こちらのほうは国が策定要領の中で(1)から裏面に行きまして(12)までの項目にわたって定めるということを指定してございますので、この項目に沿った内容の検討を進めていくといったところでございます。

社会的養育推進計画という名前でございますけれども、例えば(4)であります「支援を必要とする妊産婦等の支援」ですとか、あと(6)では「一時保護改革」、それから裏面に行つて(11)では「児童相談所の強化等」ということで、一見、社会的養育とは質が異なるような項目もあるところでございます。

3番「策定に当たっての考え方」でございますけれども、今、述べました(1)から(12)の項目は多岐にわたるところでございますが、これまでも区は、子ども家庭福祉に関わる事業ですとか児童相談所の取組においては、法ですとか策定要領に示されている方向性を踏まえた施策

を展開してきているところがございます。したがって、現行の区の基本計画・実施計画、それから子ども総合計画ですとか児童相談所の2年間の取組内容を踏まえまして、社会的養育推進計画の骨格を整理してまいりたいと思っておりますし、またこの子ども教育部だけではなくて、関係部署との連携の中で内容の検討を進めて調整を行ってまいりたいと考えてございます。

また、社会的養育に関しましては、オール東京で運営しているところもございまして、東京都を含めて関係自治体とも策定内容に関しましては調整のほうを進めていきたいと考えてございます。

4番「記載事項」でございしますが、社会的養育推進計画には、2で示しました項目の現状や課題・背景、それから取り組むべき事項の方向性、取組事項に係る資源の整備状況と数値目標について記載してまいりたいと考えてございます。

なお、5番「意見聴取等」でございしますが、策定に当たりましては、この児童福祉審議会の子どもの権利擁護部会及び里親認定部会にはご意見をいただければと思っておりますし、区のほうで持っております里親委託等推進委員会にも意見を求めるなど、子どもや当事者からの意見聴取も含めて実施してまいりたいと思っております。

また中野区は、こういった基本的な計画を定める際には、自治基本条例にのっとりまして意見交換会とパブリック・コメントの手続を行うという決りがございまして、そういった手続も踏まえて年度中の策定を行ってまいりたいと思っております。

あと6番「運用」にいたしましては、今後計画の運用に当たりましては、この項目ごとに現状の把握、それから分析を児童福祉審議会のほうに報告させていただいて、明らかになった課題に関しましては取組の見直し等を検討、実施してまいればと考えているところでございます。

7番「スケジュール」ですけれども、本日、児童福祉審議会にこの取組の内容・方法といったところをご報告させていただいた後、実際検討のほうを進めまして、素案の段階で区民の意見交換会、それから案の段階でパブリック・コメント手続を設けまして、3月には計画策定と、そんな流れで進めてまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○川松委員長

ありがとうございました。

では3つ目ですが、「社会的養育自立支援拠点事業の実施について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

## ○子ども・若者相談課長

子ども・若者相談課長の菅野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

令和6年9月から実施を予定しております「中野区社会的養護自立支援拠点事業」につきまして、資料を基にご説明をさせていただきます。

経緯といたしましては、中野区児童相談所を開設いたしまして2年が経過しまして、措置解除後・委託解除後の支援の必要性でありますとか、児童福祉法の改正によりまして、社会的養育経験者に対する自立支援について規定されたことから検討してまいりました。

検討に当たりましては、児童擁護施設でありますとか当事者の方、支援団体様へのヒアリングや里親さんへのアンケートを実施いたしまして、意見を伺ってまいりました。社会的養護経験者には、虐待や家庭不調等のトラウマ、契約手続などの場面での困りごと、頼れる人や場所がないこと、孤立・孤独といった不安な状況があることが聴かれてまいりました。

また、必要な支援といたしまして、施設や里親さんの家庭を離れる前から信頼できる方や場所が関わり続ける体制でありますとか、自立に向けたプランの作成、経済的支援、住む場所や医療的な支援が必要だということが聴かれてまいりました。

そうしたことから中野区ではここ、子ども・若者支援センターを社会的養護経験者の自立支援をする拠点といたしまして、事業を実施することといたしました。

2枚目のスライドをご覧くださいまして、この事業の目的といたしましては、社会的養護経験者等が社会的孤立や生活困窮に陥ることなく、生活・経済的・精神的に自立し、安心・安定した生活を送ることができるよう必要な支援を行うことです。

対象者についてです。対象者は、義務教育終了後、中学校卒業後から29歳になる方で、(1)から(4)までの方となります。

(1)といたしまして、中野区児童相談所が措置いたしまして、児童養護施設や里親さんのお宅で生活をしていました方。(2)といたしまして、中野区内の児童養護施設や里親さんのお宅で生活をしていました方。(3)といたしまして、児童養護施設等を退所した区内在住者の方。(4)といたしまして、その他上記に準じる者を対象としております。

次に、事業内容ですが、大きく四つの事業を実施してまいります。

一つ目としまして、社会的養護自立支援事業です。

①継続支援計画の作成ということで、措置解除後も継続して支援を必要とする方を対象に、継続支援計画を作成して支援をしてまいります。

②生活補助支援。生活や健康、就学・就職等の相談ですとか、生活全般における各種手続の支援や同行などを実施いたします。

③学び・交流支援。金銭管理や社会生活などを学ぶ機会ですとか、社会的養護経験者が交流できる機会の実施を予定しております。

1の社会的養護自立支援事業につきましては、事業者に委託をして実施する予定であります。

2つ目の自立支度費助成事業です。児童相談所の措置・委託解除後、児童養護施設や里親さんのお宅を離れ、進学や就職をして一人暮らしをする場合、引っ越しや進学・就職のために必要な初期経費を補うために20万円を助成いたします。

3つ目、居住支援事業です。

①居住費助成につきましては、令和7年4月以降の実施を予定しております。内容といたしましては、大学等に就学し、一人暮らしをする方を対象としまして家賃の一部を助成いたします。大学等を途中でやめてしまった場合にも助成を対応しております。

②居住連携支援です。住宅の確保に配慮を要する方の居住を支援する居住支援法人さんと連携いたしまして、物件探しなどの体制を考えております。

4つ目、医療支援事業です。

①医療費助成ですが、虐待などでトラウマを抱えている方ですとか、精神的に不安定なことも少なくないと伺っております。経済的負担や心理的ハードルがなく、カウンセリングや心療内科などを受診できるよう、受診費用やお薬代、受診のための交通費について1年間を上限に助成してまいります。

②といたしまして、医療連携支援です。医療機関との連携や受診する際の同行などを予定しております。

以上が事業内容となりますが、3枚目のスライドのほうは全体像となりますので、お目を通していただければと思いますが、基本的には経済的な助成につきましては、生活相談支援を実施する委託の事業者が必ず関与いたしまして、支援が必要な方を総合的にサポートする体制を予定しております。

児童福祉法の改正も相まって、多くの自治体で社会的養護経験者の支援事業を開始しているところがございますが、当区におきましても、関係機関・支援団体・他自治体等と連携いたしまして、事業を実施していきたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○川松委員長

ご説明ありがとうございました。

それでは、今日は終了予定時間が7時半ですので、あまり時間はないですけれども、ここまでのご説明について委員の皆様からご質問など伺っていきたいと思います。

最初に、子どもの意見表明支援の権利擁護調査員について、何かご質問ございましたらお願いいたします。

○片倉委員

このスライドの何枚目になるのでしょうか、大分の事例のところ、子どもとアドボケイトの間で全部確認書をとっていると理解したのですが、中野区の場合はケース・バイ・ケースにすると。そういうふうに。

○子ども・教育政策課長

そうですね、中野区のほうではケース・バイ・ケースなのかなとは考えております。

○片倉委員

それは大分の事例や何かを見てケース・バイ・ケース、どんなふうに考えられたのかなと思って。

○子ども・教育政策課長

確かに書類として確実にとっておくというのはあるのですが、お子さんの状況によって、それを書いてもらうのが果たしていいのかというところもありますので、子どもの意見を聴きながら、書類に残すのであれば書類に残して、あるいはアドボケイトが聴くだけで十分ということであれば、それもあるのかなとは思っているところです。

○片倉委員

その書類を残すという方向について子どもと話し合うという。

○子ども・教育政策課長

そうですね、子どもの意見を聴きながらそれを決めたほうがいいだろうとは現在考えております。

○片倉委員

大分のほうで全部やっていて何かがあったとか、そういうことは聞かれているのですか。

○子ども・教育政策課長

特にそこまでは、聞いてはいないです。

○片倉委員

ありがとうございました。

○川松委員長

ありがとうございます。他にはいかがですか。

○黒田委員

意見表明等支援事業は委託するという、その委託先はどこになっているか。

○川松委員長

意見表明等支援事業は既にやっておられるのですけれど、これは。

○黒田委員

だから委託先はどこでしたっけというのが一つと、それから、その対象の児童の人数は今のぐらいいるのですか。

○子ども・教育政策課長

人数ですか。

○黒田委員

要は、措置されている子どもと一時保護されている子どもはいっぱいいるのではないかと思うのだけれども、今現在どれぐらいいるのですか。

○子ども・教育政策課長

まず委託先になりますけれども、「社団法人子どもの声からはじめよう」という団体がありまして、去年は協定という形を結ばせていただいて、一時保護所に週1回程度、それから里親家庭のほうに年に1回程度行っていました。今年につきましては既に委託という形でさらに対象を拡大いたしまして、児童養護施設のほうの子どもの声も聴いてくるという形で委託しているところになります。

○児童相談所長

今、黒田委員のほうからご質問ありました中野区の社会的養護の実際でございますけれども、おおむね社会的養護をお願いしている総数といたしましては大体70人から80人になってございます。まだ令和5年度は統計的にまとまっておりませんのではっきりしたことはお答えできないのですが、令和4年度末では77人ということでございまして、乳児院や児童養護、それから里親さんといったところにおりますので、今、渡邊のほうから説明させていただいたとおり、昨年度はアドボケイトの方に一時保護所は定員が12名でございますので、そのときに入っている一時保護所のお子さんと、あと一時保護委託先にも少し伺わせていただいたりしておりますので、そういった一時保護のお子さんを今は毎週月曜日、週1回来ていただいでい

るといったところ。それから中野区の里親さんに中野区のお子さんを委託しているところから始めておりますけれども、里親家庭も昨年度始めているといったところでございます、今年度、先ほど言いました児童養護施設などにも年に2回程度伺わせていただけないかということで今、事務局のほうに調整をお願いしているところでございます。

○川松委員長

ご説明いただいたのはそれではなくて、児福審に子どもが申立てをする仲介のスタッフを置いたという説明ですね、権利擁護調査員。

○黒田委員

結構な人数で。

○川松委員長

でも実際、子どもが申立てをすることがどのくらいあるかですよ。

○黒田委員

言い出すと長くなるから今回は保留しておくけど。そもそも納得しないでいるとか、里親委託でも大人に合わせてよく言ってしまったとか、子どもが施設に入るのも、要するに納得しないまま入っていると、ずっとそれを引きずっているという話があって、それを含めてちゃんと丁寧にやるというのは相当また難しいことがあると思うので、その辺についてはまた機会があったら、どこかで話します。

○川松委員長

ありがとうございます。この事業はもう始まったというご説明ですね。

○子ども・教育政策課長

そうですね、調査員を区のほうで今年の4月から会計年度任用職員という形で雇用しましたので、具体的にそのような声が出てくれば動き始めると、このような形になってございます。

○川松委員長

子どもさんたちにどうやって周知するのかというのも課題だと思いますし、いろいろご意見はあるのではないかと思うので、権利擁護部会の場で今後皆さんからご意見いただいて、権利擁護部会の委員を通して確認などできたらいいかなと思いますので、ご意見があったら事務局にでもしていただけるといいのかなと思います。

ちょっと時間をはしょって申し訳ないですが、社会的養育推進計画についてご質問ございましたらお願いいたします。

○上鹿渡委員

5番の「意見聴取等」のところで「子ども・当事者からの意見聴取を実施し」とあったのですが、委員会で、その委員として子ども・当事者を入れるということはないのですか。委員会方式にそもそもする予定はないのでしょうか。

○児童相談所長

今回この策定に当たりましては、今のところ委員会の中にお子さんの参画までは検討していない。

○上鹿渡委員

委員会をつくってやるのですか。

○児童相談所長

委員会ですか。

○上鹿渡委員

委員会というか策定のための部会。

○川松委員長

臨時部会とかはないのですか。

○児童相談所長

臨時部会とかは設けずに権利擁護部会と里親認定部会のほうにご意見をいただきながら、こちらのほうで策定を進めてまいりたいと考えてございます。

○上鹿渡委員

前半5年の策定要領と今回後半の5年と結構違うところが、子ども・若者の当事者委員というのを前回も言われていたのだけれども、みんなやり方が分からなくてアンケートとかヒアリングで済ませたのを、今度は複数でぜひ入れてくださいというのが出てきたのですよね。それも絶対できるかどうかは分からないところなのですが、多分これまで以上に各自治体が委員を組むときに、今度はそこをかなり認識して入れていくところかなと思うのです。中野区はかなり里親のアドボケイトとか先進的にやって下さっていて、今回もこういう形で行っているので、この計画というところに、アンケートとかヒアリングだとやはり取り切れないものがあるかと思しますので、何らかの形で委員というか同水準というか、判断するところにも、子どもは難しいと思うのですが、当事者、若者の方を入れていただくとよりよいものができるのではないかなと思いました。

あともう一つ、前半の策定要領と今回ので違うところが、家庭、いわゆる優先原則はもちろん今回も入るのですけれども、パーマネンシー保障という考え方がかなり明確に何度も策定要

領の中に言葉として出てきます。里親委託率はもちろん上げていくこともあるのですが、それ以上に子どもがずっと一緒にいられる人というのをどういうふうにつくっていくか、予防と再統合のところも含めた形というのは、これは多分中野区とか特別区はやりやすいところで、やりやすいという言い方はよくないのですが、ほかの自治体でかなりこんがらがっているような状況から始めるよりも、今、新しく始めている中では非常に取り組みやすいかもしれず、中野区は新しいことを本当にいろいろやったださっていますので、ぜひここも取り組んでいただいて、いろいろなモデルを提示していただけたらいいなと期待を込めて、ぜひやっていただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○川松委員長

ありがとうございます。子ども・若者も、措置中のお子さん、一時保護所のお子さん、里親委託中のお子さん、ケアリーバーの方、あとは社会的養護自立支援拠点に集っている若者とか、いろいろなタイプの方々がいると思います。それぞれのタイプの方に合わせたヒアリングなりアンケートなりが多様に行われると、より幅広い意見が吸い上げられるのかなと思うのですが、いろいろと手法についてご検討していただけるとありがたいなと思います。よろしくお願いたします。

時間ですが、社会的養護自立支援拠点事業についてはいかがですか。

○黒田委員

9月スタートということは、委託先はもう決まっているのですか。

○子ども・若者相談課長

今、委託事業者は、企画提案公募型事業者選定という方法で公募・選定をしております、まだ途中でございますので、決定はしてございません。恐らく認識としては、6月頃には決定するのではないかとということで進めております。

○川松委員長

いかがですか、何かご質問は。

対象になる方の(4)がどんな方なのかなとちょっと気になったのですけれども。「その他上記に準じる方」、例えば社会的養護でこれまでは救われることはなかったけど、家庭環境が不十分な中でつらい思いを抱えてきて、今10代後半から20代になって居場所がなくて困っておられる方はたくさんおられると思うのですが、どのくらいの射程で対象にしていくか、どういうふうにお考えなのかちょっと聞きたいなと思ったのですけれども。

○子ども・若者相談課長

こちら(4)のところは、やはり対象の方は広く捉えていきたいと考えておりました、例えば措置をされて、解除されて家庭に復帰した方がありますとか、あとは、一時保護とかもなかった頃で、虐待を受けていたという事実がある場合でも、この(4)の中に含めて対象として考えていきたいと考えています。

○川松委員長

ありがたいなと思います。ぜひご検討いただけたらと思います。

いかがですか。何かご質問はございますか。

ちょっと時間の関係で十分に質問を出していただけなかったと思いますけれども、もし何かおありであれば、事務局のほうに寄せていただくので構わないですか。またお寄せいただけたらと思います。では、よろしくお願いいたします。

それでは、一応用意されてきました議事については以上になりますが、全体を通して何か皆様のほうからご意見なりご質問なりございましたらお願いしたいと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

それでは、これをもちまして第1回児童福祉審議会を終了したいと思います。

では、最後に事務局のほうから事務連絡をお願いいたします。

○子ども・教育政策課長

本日は誠にありがとうございました。今年度の児童福祉審議会第1回目はこれで終了となります。

部会につきましては、今月開催予定となっている部会もございます。そちらにつきましては、近くなりましたら事務局からご連絡させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

午後7時35分 閉会